●『職業安定行政関係システム（仮称）LAN設備導入等一式（その1）　調達仕様書』に関する質問・回答

平成20年3月
厚生労働省職業安定局

標記について、入札公告以後に以下のようなご質問をいただきました。
お寄せいただいたご質問と、それに対する当省の考え方については、次のとおりです。

No.	仕様書 章節項	ページ	質問内容	質問の理由	回答
1	第１　概要 ４．契約条件	4	『職業安定行政関係システム(仮称)共通基盤サーバ等一式　調達仕様書』に関する質問(No.1)を参照のこと。		質問は、『職業安定行政関係システム（仮称）共通基盤サーバ等一式』に対して提出いただきましたが、『職業安定行政関係システム（仮称）LAN設備導入等一式（その1）』についても、同様の事項がありますので、以下に示します。
					【『職業安定行政関係システム（仮称）LAN設備導入等一式（その1）』に関する補足】 下記の注に基づき、平成24年9月30日までに、契約延長も含め今後の方針に関する申入れを行う予定です。 注）　『職業安定行政関係システム（仮称）LAN設備導入等一式（その1）　調達仕様書』 ４ページ　第１－４－（１）期間」より抜粋 「なお、契約終了の6ヶ月以上前に職業安定局からの申入れがあった場合は、最大1年間の契約延長を可能とすること。」 また、入札書には以下の算式にて金額を記載してください。 ・算出にあたっては使用期間および保守期間が60ヶ月であることを前提として、55ヶ月分の金額を見積もること。
2	第2. 責任の所在 1．保証 第3. 導入に係る仕様 1．導入作業内容	8,10	受注者が問題点について責を負う記述となっているが、職業安定局様から提供される環境定義書の内容に起因する問題の場合も受注者がその責を負うのか。	責任区分・作業区分を明確にするため。	必ずしも全ての責任が受注者にあるとするものではありません。 導入段階で環境定義書の修正の必要があると判断した場合には職業安定局に申し出て承認を得て下さい。
3	第3 導入に係る仕様 1. 導入作業内容	9	調達する機器を設置するにあたり、既存の設備に対し、配管工事、耐震工事、電源工事等が必要な場合は、受注者が実施することとあるが、1次側電源設備については対象外とし、分電盤遮断器以降の分岐配線工事を作業範囲とする認識でよいか。	一般的に左記のような作業区分であり、提案内容および見積金額算出に影響を及ぼすため。	ご質問のとおりの認識で結構です。

No.	仕様書 章節項	ページ	質問内容	質問の理由	回答
4	第4 技術仕様 3. ネットワーク構成 要件	39～50	仕様書39－50頁のハードウェア仕様において、OT環境の電源冗長化及びCPU冗長化が要件となっている一方、仕様書54頁の表4－36において、OT環境の電源冗長及びCPU冗長が指定されておりません。	OT環境での電源及びCPUの冗長範囲により、提案内容、及び入札金額の見積もりに影響を及ぼすため。	ご指摘の表4－20～表4－23及び表4－25～表4－30については、別添1（本表の後ろに記載しています）のとおり修正します。
5	第4 技術仕様 3. ネットワーク構成 要件	48	仕様書48頁の表4－29、及び総合評価基準表（必須項目）の項No.191において「1. 40,000ユーザにて利用が可能であること。」という要件の記載がありますが、OT環境にも本番環境と同様に40,000ライセンスが必要でしょうか。	提案内容、及び入札金額の見積もりに影響を及ぼすため。	ご指摘の表4－29「1. 40,000ユーザにて利用が可能であること。」については別添2（本表の後ろに記載しています）のとおり修正します。
6	総合評価基準表 （必須項目） 項No.24		「現時点で想定している機器セットアップの具体的な方法」とは具体的にどのような内容か。 「GUI画面にてセットアップ」、「コンソール接続にてセットアップ」というような内容でよいか。	提案書作成にあたり必要なため。	ご質問のとおりの内容で結構です。
7	総合評価基準表 （必須項目） 項No.24		職業安定局様から提示される「環境定義書」とは、基本設計・詳細設計に基づき、本システムに必要な設定項目全てを網羅されていると考えてよいか。	作業工数の算出および見積金額算出に影響を及ぼすため。	ご質問のとおりの認識で結構ですが、提案者が提案する個別の機器に依存する設定項目は含まれておりません。
8	総合評価基準表 （必須項目） 項No.26		「取扱説明書」と「操作説明書」はどのように区別されるものか。また、機器に同梱されるメーカー提供のものでよいのか。	ドキュメント作成に係る作業工数の算出および見積金額算出に影響を及ぼすため。	「取扱説明書」は主に提案する機器本体の取り扱いに関するものを想定しています。 また、「操作説明書」は主に環境定義情報の設定方法に関するものを想定しています。 必要十分な内容が網羅されていれば、メーカー提供のものでも問題ありません。
9	総合評価基準表 （必須項目） 項No.26		「取扱説明書」と「操作説明書」について、選定機器によってはメーカー提示が英語表記のみのものがあるが、その場合は英語表記のものでよいのか。	ドキュメント作成に係る作業工数の算出および見積金額算出に影響を及ぼすため。	別途調達する運用事業者が取り扱うことが想定される部分については、日本語表記のものを用意してください。
10	総合評価基準表 （必須項目） 項No.31		「具体的な養生～」の記述は評価項目30の評価基準ではないか？	評価項目と評価基準で不整合があると思われるため。	ご指摘のあった評価基準31及び評価基準30については別添3（本表の後ろに記載しています）のとおり修正します。
11	総合評価基準表 （必須項目） 項No.112		「ファイバーチャネルを2ポート以上有すること」と記述があるが、本契約の中にファイバー接続を行う作業は含まれるか？	ファイバー接続する機器が明記されておらず、作業範囲が不明であるため。	ご指摘の評価基準に対応する仕様書表4-16については別添4（本表の後ろに記載しています）のとおり修正します。 あわせて、仕様書表4-29についても同様に別添4のとおり修正します。

No.	仕様書 章節項	ページ	質問内容	質問の理由	回答
12	総合評価基準表 （必須項目） 項No.273		「パッチ及び最新アップデートプログラムを提供する場合は、受注者が本システムへの影響を評価した後、運用組織に提供すること。」とあるが、システムへの影響とはどこまでの範囲を想定すればよいか。	パッチ及び最新アップデートプログラムは、アプリケーションおよびサーバなど本調達に含まれないものへの影響も想定され、その部分については本受注者では判断できず、本受注者は自身が納入した機器、ソフトウェアの範囲でしか評価を行えないため。	影響を評価する対象は受注者が提案する機器とします。なお、受注者は、パッチ及び最新アップデートプログラムを本番適用するまで、当該パッチ及び最新アップデートプログラムの情報を収集し、不具合のある場合適用を取りやめるなど、影響評価に当たって適切な対処を行うことに留意願います。
13	総合評価基準表 （必須項目） 項No.273		パッチ及び最新アップデートプログラムの報告について、海外製の製品で、海外メーカーが情報公開した後、国内代理店が検証を行ってから国内に情報公開する製品の場合は、検証に時間を要する場合があるので報告を12時間以内に出来ない場合があるが、その場合は、国内代理店が情報を公開してから12時間以内に報告する体制をとってもよいか？	提案予定機器の中に左記のようなサポート体制になっていないものがあるため。	システムが、メーカの情報公開時から国内代理店の情報公開までの期間、脅威にさらされることになりかねないため、メーカの情報公開時から12時間以内とします。
14	総合評価基準表 （必須項目） 項No.273		修正プログラムなどの影響評価について、必要と判断された場合OT環境を使用しての評価作業は可能か？	プログラムの内容によっては、実機で検証する必要があるものも想定され、受注者側で同等の検証環境を準備する必要がある場合、見積内容に影響が出るため。	可能です。 実際にOT環境を使用して影響評価を行う場合には、原状回復の方法等を明確にしたうえで、職業安定局の承認を得るものとします。
15	総合評価基準表 （必須項目） 項No.274		「30分以内に対応することが可能であること。また、30分以内で対応が可能であることを保守拠点の所在地等により証明すること」とあるが「30分」という時間は何を根拠に判断するのか。設置場所から何km以内などの明確な基準はないのか。	対応時間帯が24時間であることから、公共交通機関を手段とすることができず、車輌、徒歩などに手段が限定される。この場合、算出基準が明確でないと、根拠提出の際の公平性が損なわれると考えるため。	保守拠点の設置基準等は特に規定していませんので、30分以内に対応が可能であることを、ご提案の保守拠点から設置場所への移動ルートを示す等により説明願います。
16	総合評価基準表 （必須項目） 項No.275,286,287		「納入したハードウェアについては、毎年2回以上の定期点検を行うこと。」とあるが、この場合の「毎年」の起算はいつから行うのか。	保守体制費用算出に影響を及ぼすため。	4月から3月までを1年とします。
17	総合評価基準表 （必須項目） 項No.275,286,287		「納入したハードウェアについては、毎年2回以上の定期点検を行うこと。」とあるが、契約期間が1年に満たない年度の場合はどのように考えればよいか。	保守体制費用算出に影響を及ぼすため。	6ヶ月に1回以上の点検を行うこととします。6ヶ月に満たない場合は別途協議とします。

No.	仕様書 章節項	ページ	質問内容	質問の理由	回答
18	総合評価基準表 （加点項目） 項No.8		「管理業務を担当したネットワーク機器導入作業の説明資料」とは、どのような項目が網羅されていれば良いか。下記のような内容が網羅されていれば良いか。 ・役割 ・導入規模（製品と台数） ・概要構成図 ・実施対応した、管理した作業工程 ・納品ドキュメントタイトル一覧	提案書作成にあたり必要なため。	以下の内容について網羅した資料を提示してください。 ・当該導入作業の実施期間 ・当該導入作業の対象となった導入拠点数 ・役割 ・導入規模（製品と台数） ・概要構成図 ・実施対応した、管理した作業工程
19	総合評価基準表 （加点項目） 項No.9		「ネットワーク技術に精通していることをベンダー認定資格で証明でき～」とあるが国家資格は該当しないのか。	提案書作成にあたり必要なため。	提案する機器等に精通していることを示すため、ベンダー認定資格により証明願います。
20	総合評価基準表 （加点項目） 項No.10		「実務経験を説明する資料」とあるがこれはどのようなものか。職務経歴書のようなものでよいのか。	提案書作成にあたり必要なため。	担当したプロジェクトのプロジェクト名、概要、従事期間、そのプロジェクトにおける担当業務の概要等を記載願います。
21	総合評価基準表 （加点項目） 項No.28		定期点検を実施する際に、システム停止を伴う点検作業を行うことは可能か？	定期点検の項目・内容を決めるのに必要なため。	計画停止スケジュールを明確にした上で、職業安定局等との調整の上で停止するのであれば問題ありません。
22	【閲覧資料】 基本設計書（方式編）共通ネットワーク 9. 負荷分散設計 セッション維持方式		記載文中に「クライアントからのリクエストを一定時間同一サーバに固定する必要はないためセッション維持は利用しない」との記述があるが、下部の表中ではセッション維持利用項目が「有」となっているが、どちらが正しいか。	閲覧資料に不整合があるため。	表９－４セッション維持方式に記載のとおり、セッション維持利用項目は「有」が正しいものとします。

【別添１】

【修正前】:表4-20

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-20

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）

【修正前】:表4-21

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-21

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）

【修正前】:表4-22

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。
2	CPU	1. プロセッサボードの冗長化が可能であること。

【修正後】:表4-22

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）
2	CPU	1.　（空白）

【修正前】:表4-23

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-23

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）

【修正前】:表4-25

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-25

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）

【修正前】:表4-26

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-26

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）

【修正前】:表4-27

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-27

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）

【修正前】:表4-28

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-28

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）

【修正前】:表4-29

項番	項目	要件
7	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-29

項番	項目	要件
7	電源	1.　（空白）

【修正前】:表4-30

項番	項目	要件
1	電源	1.　電源を冗長化すること。

【修正後】:表4-30

項番	項目	要件
1	電源	1.　（空白）

【別添２】

【修正前】:表4-29

項番	項目	要件
9	その他	1. 40,000ユーザにて利用が可能であること。 2. 代理機能が提供可能なこと。 3. キャッシュ機能が提供可能なこと。 4. URLフィルタリング機能が提供可能なこと。 5. アクセスログ取得機能が提供可能なこと。 6. POSTフィルター機能が提供可能なこと。 7. オプションとしてSSL通信の検査が可能なこと。 8. エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に適合していること。

【修正後】:表4-29

項番	項目	要件
9	その他	1. 4,000ユーザにて利用が可能であること。 2. 代理機能が提供可能なこと。 3. キャッシュ機能が提供可能なこと。 4. URLフィルタリング機能が提供可能なこと。 5. アクセスログ取得機能が提供可能なこと。 6. POSTフィルター機能が提供可能なこと。 7. オプションとしてSSL通信の検査が可能なこと。 8. エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に適合していること。

【別添３】

【修正前】:評価基準　項番30

項No.	評価項目	評価基準
30	イ．養生について 受注者は、搬入・搬出にあたっては適切な養生を行い、搬入する機器や施設及び他の機器に損害を与えないこと。 ロ．損傷発生時の対応について 受注者は、機器の搬入・搬出に際し、施設あるいは他の機器に何らかの損傷が発生した場合、直ちに職業安定局に報告するとともに、職業安定局の指示にしたがい、受注者の責任及び費用負担により修復を行うこと。	左記評価項目について了承していること。

【修正後】:評価基準　項番30

項No.	評価項目	評価基準
30	イ．養生について 受注者は、搬入・搬出にあたっては適切な養生を行い、搬入する機器や施設及び他の機器に損害を与えないこと。 ロ．損傷発生時の対応について 受注者は、機器の搬入・搬出に際し、施設あるいは他の機器に何らかの損傷が発生した場合、直ちに職業安定局に報告するとともに、職業安定局の指示にしたがい、受注者の責任及び費用負担により修復を行うこと。	具体的な養生の方法を記載した説明資料を提示し、左記評価項目を満たしていることを示していること。

【修正前】:評価基準　項番31

項No.	評価項目	評価基準
31	受注者は、搬入・設置作業は、平日の業務時間内を基本とすること。詳細は別途、職業安定局より指示することとする。	具体的な養生の方法を記載した説明資料を提示し、左記評価項目を満たしていることを示していること。

【修正後】:評価基準　項番31

項No.	評価項目	評価基準
31	受注者は、搬入・設置作業は、平日の業務時間内を基本とすること。詳細は別途、職業安定局より指示することとする。	左記評価項目について了承していること。

【別添４】

【修正前】:表4-16

項番	項目	要件
6	インターフェイス	1.　100/1000BASE-Tを 4 ポート以上有し、冗長性を考慮し、インターフェイスカードは2カード以上（オンボードも含む）搭載すること。 2.　ファイバーチャネルポートを 2ポート以上有すること。 3.　USB2.0を 1 ポート有すること。

【修正後】:表4-16

項番	項目	要件
6	インターフェイス	1.　100/1000BASE-Tを 2 ポート以上有し、冗長性を考慮し、インターフェイスカードは2カード以上（オンボードも含む）搭載すること。

【修正前】:表4-29

項番	項目	要件
6	インターフェイス	1.　100/1000BASE-Tを 4 ポート以上有し、冗長性を考慮し、インターフェイスカードは2カード以上（オンボードも含む）搭載すること。 2.　ファイバーチャネルポートを 2ポート以上有すること。 3.　USB2.0を 1 ポート有すること。

【修正後】:表4-29

項番	項目	要件
6	インターフェイス	1.　100/1000BASE-Tを 2 ポート以上有し、冗長性を考慮し、インターフェイスカードは2カード以上（オンボードも含む）搭載すること。